

第3期山梨県第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画の概要

1 目的及び背景

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、ニホンジカの生息状況、農林業被害状況を鑑み、引き続き、ニホンジカの適正な管理を行うため、第3期山梨県第二種特定鳥獣管理計画を策定し、個体数調整、被害防除対策、生息環境整備を実施する。

2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ（以下「シカ」という。）

3 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日（5年間）

4 管理が行われるべき区域

県内全域

5 現状

- (1) 生息環境
生息分布はほぼ県内全域で確認され、生息域は高標高域に及ぶ。
- (2) 生息動向及び捕獲等の状況
年間16,000頭を目標に捕獲し、推定生息数は、34,039頭（令和2年度末）まで減少。第2期計画で定めた平成23年度の推定生息数を令和5年度までに半減させる目標（約65,000頭→32,500頭）は、ほぼ達成。
- (3) 対策の実施状況及び被害状況
計画的な捕獲や防護柵設置等により農林業被害額は、減少傾向にあるが、恒常的に被害が発生している。

6 特定計画の評価と改善

- (1) 農林業被害の軽減
被害は減少傾向にあるが、依然として深刻であり、被害に即した対策が必要である。
- (2) 生物多様性の保全と再生
シカの採食圧による自然植生への被害が生じており、特に高標高域にも被害が拡大し、対策が必要である。
- (3) 地域個体群の安定的存続
高密度化による生息環境の悪化を防ぐため、高密度地域での捕獲強化が必要である。

7 管理の目標

目標を達成するため、当面の年間捕獲目標を16,000頭とする。

目的	管理の目標	指標
個体群の安定的な維持	令和5年度までの半減目標は、ほぼ達成したことから、県独自の目標を新たに設定。 ・令和2年度末の推定生息数（約34,000頭）を今後10年間で半減。 ・本計画期間に推定生息数を25,500頭まで減少させる。 その後、適正生息数4,700頭まで減少させる。	推定生息数
	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業ゾーン（標高千m未満の地域） ・共生ゾーン（標高千m以上で鳥獣保護区等以外の地域） ・生態系保全ゾーン（標高千m以上で鳥獣保護区等の地域） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 適正生息数の生息密度 </div> <ul style="list-style-type: none"> 農林業ゾーン 1頭/km² 共生ゾーン 2～4頭/km² 生態系保全ゾーン 1～3頭/km² 	生息密度
生態系への影響軽減	・自然植生被害を減少させる。	自然植生状況
農林業・生活環境への被害軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害を軽減し、被害面積を減少させる。 ・やまなし農業基本計画に基づき、農作物被害額を減少させる。 ・森林被害を軽減させる。 	被害面積・金額

目標達成のための施策の基本的考え方

高標高域での捕獲に取り組むことや市町村の役割分担を見直すことで、農林業や森林生態系への被害軽減を図る。

・農林業ゾーン

農地周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減することを目標に、市町村等、地域が主体となって被害防除対策と個体数調整を中心に実施する。

・共生ゾーン

植生とのバランスを保ちつつ、シカ地域個体群を安定的に存続させることを目標に、県又は市町村等、地域が主体となり、個体数調整を実施する。

※捕獲困難地域は、県が個体数調整を実施する。

・生態系保全ゾーン

シカの生息密度を低減し、林床植生の保全、被害発生箇所での早急な回復を目標に、県又は国が主体となり、個体数調整を実施する。

8 数の調整に関する事項

- (1) 狩猟
 - ・メス捕獲を推進し、1日当たりの捕獲数は、オス、メスとも無制限とする。
 - ・11月15日から2月15日までの狩猟期間を1か月延長し、3月15日までとする。
 - ・ツキノワグマが冬眠するであろう時期から狩猟が終了する日までにおけるくくりわなの輪の直径を規制緩和（12cm以下 → 20cm以下）する。
- (2) 有害捕獲
被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合においても積極的に実施する。
- (3) 個体群管理
・農林業被害の軽減を目的とした個体数調整を実施する。
・自然植生回復のため、高標高域での捕獲を目的とした個体数調整を実施する。
- (4) 指定管理鳥獣捕獲等事業
鳥獣保護区において、個体数調整を実施する。
- (5) 新たな捕獲手法の検討・担い手の育成
捕獲困難地域での捕獲手法の検討、ICTを使った捕獲事業の構築を行う。

9 生息地の保護及び整備に関する事項

- (1) 生息地の保護
- (2) 生息環境の整備

10 被害防除対策に関する事項

- (1) 農林業被害対策
- (2) 自然環境に対する被害対策
- (3) 地域での自立的かつ総合的な取り組みの促進

11 モニタリング等の調査研究

適切な個体群管理を行うため、生息状況について定期的にモニタリング調査を実施する。

12 その他

- ・計画の実施体制
行政、農林業者、地域住民、農林業団体、狩猟者団体等が連携して実施する。
- ・錯誤捕獲の予防
捕獲目的の動物に適したわなの設置等の徹底を図り、錯誤捕獲が複数回発生した場所では、わなの設置を中止することを指導し、錯誤捕獲の防止に努める。
- ・人獣共通感染症への注意喚起
シカとの接触で注意すべき感染症について、捕獲従事者・狩猟者へ注意喚起を行う。
- ・捕獲したシカの有効利用
狩猟者等のジビエ利用に対する意識を高め、捕獲したシカを有効利用する。